

会津若松市長
室井照平様

会津若松市監査委員 松川和夫
会津若松市監査委員 近藤信行

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 市が財政的援助を与えている団体に対する監査
 - (1) 市の事務所管部局
 - ア 企画政策部企画調整課
 - (2) 対象負担金交付団体
 - ア 会津若松市国際交流協会
 - (3) 負担金名称及び負担金額
 - ア 会津若松市国際交流協会負担金
 - イ 負担金額
平成 25 年度 15,300,000 円
- 2 監査の期間 平成 26 年 6 月 30 日～平成 26 年 10 月 31 日
- 3 監査実施日 対面監査日 平成 26 年 10 月 15 日（水）
- 4 監査の範囲 平成 25 年度分の事務及び業務執行分
- 5 監査対象事項
 - (1) 企画政策部企画調整課
 - ア 協会が行う事業について効果の検証が行われているか
 - イ 協会に負担金を支出する必要性及び金額の検証が行われているか
 - ウ 協会への指導は適切に行われているか
 - (2) 会津若松市国際交流協会
 - ア 適切な事業展開がされているか
 - イ 負担金は適正な交付手続きにより受領されているか
 - ウ 負担金の対象である人件費及び事務所費の経理は適正か
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、所属長及び職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

地方自治法第199条第7項に基づき、財政援助団体を対象として、所管部局において事業効果等の検証が適正に行われているか、負担金交付団体が事業を適正に行っているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭により措置を促した。